

## 釜石市イメージキャラクターの使用に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、釜石市を広く市内外にアピールし、イメージアップを図るために制定した釜石市イメージキャラクター・かまリン(以下「かまリン」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定める。

### (使用の承諾等)

第 2 条 かまリンのデザインを使用しようとするものは、あらかじめかまリン使用承諾申請書(様式第 1 号)(以下「申請書」という。)を釜石市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、県、釜石市及びその関係機関が公用で使用するとき。
- (2) 報道機関が市政に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が特に認めるとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否をかまリン使用承諾(不承諾)通知書(様式第 2 号)により申請書を提出したものに通知するものとする。

3 かまリンのデザインの使用は、無償とする。

### (使用の制限)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承諾しないものとする。

- (1) 釜石市の信用や品位を害する、又はかまリン制定の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するときと認められるとき。
- (4) その他市長が使用について不相当と認めるとき。

### (遵守事項)

第 4 条 かまリンのデザインを使用するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した目的及び方法で使用すること。
- (2) 原則として定められた色、形式等を正しく使用すること。ただし、かまリンのイメージを損なわない範囲において、他の色を使用しても差し支えないものであること。
- (3) 使用する物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもってかえることができる。
- (4) 使用するものが、かまリンのデザインを自己のものとして商標登録を行ってはならないこと。
- (5) その他市長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

### (申請内容の変更)

第 5 条 申請書の内容に変更が生じたときは、市長に変更の届出をしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 第 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

### (使用承諾の取消し)

第 6 条 市長は、かまリンのデザインの使用するものがこの要綱の規定に違反したとき、又はその使用が第 3 条各号のいずれかに該当するときは、使用の承諾を取り消すことができる。

2 前項の取消しは、かまリン使用承諾取消書(様式第 3 号)により通知するものとする。

3 使用の承諾を取り消されたものが、取消しによって損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

( 承諾期間 )

第 7 条 かまリンの使用承諾期間は、承諾日から当該承諾日が属する年度の末日までを限度とする。ただし、第 3 条の規定に違反していないことが認められる場合は、自動的に 1 年の期間で更新されるものとする。

( 補則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 7 月 2 3 日から施行する。